



# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

留萌ゾーン【雄冬岬（増毛町）～金比羅岬（初山別町）】

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項 <sup>※1,2</sup>										受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法											
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模（現況）		規模（計画）			地域	状況									
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	下段()内は設計津波水位							
留萌ゾーン	3/7	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	留萌市	18	沖見	沖見地先	水管理・国土保全局			突堤	○	3基450	+2.7～+5.0	3基450	+3.5～+5.8	留萌市の一部		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。							
													潜堤	-	870	-0.7	870	-0.7			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。							
													堤防	○	20	+5.1	20	+7.2(+2.6)			現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
													護岸	○	1,200	+4.7～+5.9	1,200	+7.2(+2.6)			現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
							22	三泊漁港	三泊町地先	水産庁	①-15	消波堤	◎	-	-	40	+4.0	住宅地			現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
												護岸	◎	-	-	110	+6.8(+2.0)				現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
												護岸	○	250	+4.5	250	+6.8(+2.0)				現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
							三泊	三泊町地先	水管理・国土保全局	①-17	護岸	○	250	+4.5	250	+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
											護岸	○	250	+4.5	250	+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
											消波堤	○	30	+3.2	30	+4.0	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
							小平町	23	臼谷漁港	臼谷地先	水産庁	①-18	離岸堤	○	3基300	+0.8～+1.0	3基300				+2.6～+2.8	小平町の一部	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
													護岸	○	540	+3.3	540				+6.8(+2.0)		現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
													突堤	○	1基60	+2.0	1基60				+2.8		現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
													24	小平	小平地区	水管理・国土保全局					離岸堤		○	11基1100	+1.8～+2.2	11基1100	+2.6～+3.0	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																					護岸		○	1,256	+6.3	1,256	+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
突堤	○	1基60	+2.2	1基60	+3.0	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																						
25	花岡	花岡地先	水管理・国土保全局		護岸	○							1,240	+4.8～+6.5	1,240	+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
					離岸堤	○							2基220	+2.0	2基220	+2.8	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
					潜堤	-							50	-0.8	50	-0.8	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
27	富岡	富岡地先	水管理・国土保全局	①-19	護岸	◎							320	+4.3～+4.4	320	+6.8(+2.0)	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
					護岸	○	300	+4.2～+4.4	320	+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																	
					①-20	護岸	○	300	+4.2～+4.4	320	+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																
28	秀浦	秀浦地先	水管理・国土保全局	①-21	護岸	○	100	+4.3～+4.4	100	+6.8(+2.0)	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																
					①-22	護岸	○	70	+4.4～+4.5	70		+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。															
					①-23	護岸	○	460	+4.2～+4.5	460		+6.8(+2.0)	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。															
					護岸	○	290	+4.3	290	+6.8(+2.0)		現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																
29	広富	広富地先	水管理・国土保全局	①-24	離岸堤	◎	-	-	810	+6.8(+2.0)	住宅地	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																
					護岸	○	840	+4.3	840	+6.8(+2.0)		現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																
					消波堤	○	30	+3.8	30	+4.6		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																
30	鬼鹿漁港	鬼鹿広富地先～港町地先	水産庁	①-25	離岸堤	◎	-	-	120	+5.4	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																
					護岸	○	300	+1.6	300	+3.4～+5.4		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																
32	千松	千松地先	水管理・国土保全局		護岸	○	410	+4.2～+4.5	410	+6.8(+2.0)	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																
					消波堤	○	750	+2.1～+2.7	750	+2.9～+3.1		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																
5/7					①-26	護岸	○	560	+4.3～+4.5	580	+6.8(+2.0)	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。															



# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

留萌ゾーン【雄冬岬（増毛町）～金比羅岬（初山別町）】

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項 <sup>※1,2</sup>											維持又は修繕の方法					
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況				
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)		延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
留萌ゾーン	3/7	防護	② 海岸保全施設整備における環境、利用への配慮	●波浪及び砂浜の減少に伴う越波被害 ●施設整備に伴う景観悪化が懸念されている。	●景観に配慮した施設整備を行う。	小平町	24	小平	旭町地先～真砂町地先	水管理・国土保全局	②-1	潜堤	-	760	-1.1～-0.8	760	-1.1～-0.8	小平町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
												護岸	○	1,250	+6.3	1,250	+4.4(+2.0)			・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
												養浜	◎	-	-	1,010	+1.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
							30	鬼鹿漁港	鬼鹿元浜地先	水産庁	②-2	護岸	-	160	+4.6	160	+4.6(+2.0)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
												潜堤	◎	-	-	160	-1.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
												養浜	◎	-	-	160	+1.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
						37	苫前漁港	栄浜地先	水産庁	②-3	潜堤	◎	-	-	150	-1.0	苫前町の一部	公共用地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
											養浜	◎	-	-	150	+1.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
						38	豊浦	栄浜地先～豊浦地先	水管理・国土保全局	②-4	潜堤	-	390	-1.0	390	-1.0	公共用地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
											護岸	○	520	+2.9～+3.0	520	+4.5(+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
											養浜	-	480	+1.0	480	+1.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
						2/7	増毛町	10	増毛港	暑寒海岸町地先～港町地先	港湾局	②-5	護岸	◎	-	-	1,791	+6.7(+2.2)	増毛町の一部	住宅地、公共用地	
													留萌市	16	礼受	礼受町地先	水管理・国土保全局	②-6	護岸	◎	-
						18	沖見	沖見町地先	水管理・国土保全局	②-7	護岸	○							1,100	+3.2～+4.5	1,100
						4/7	小平町	28	秀浦	秀浦地先	水管理・国土保全局	②-8	護岸	○	380	+4.5	380	+6.8(+2.0)	小平町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													29	広富	広富地先	水管理・国土保全局	②-9	護岸			○
30	鬼鹿漁港	鬼鹿元浜地先	水産庁	②-10	護岸								○	50	+4.6	50	+6.8(+2.0)	住宅地			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
					養浜								◎	-	-	50	+1.0	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			









# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

稚内ゾーン【坂の下地区海岸とツウケイ地区海岸の境界（稚内市）～宗谷岬（稚内市）】

ゾーン区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項 <sup>※1,2</sup>															
		小項目		現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		
		大項目	番号			事項	市町村名	地区番号	地区名	計画区域			所管省庁区分	区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		地域	状況
稚内ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	稚内市	139	坂の下	ルエラ地先	水管理・国土保全局	①-1	離岸堤	○	6基20	+3.0～+5.0	6基20	+4.8～+6.8	稚内市の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	○	6基440	+3.0～+5.0	6基440	+3.8～+5.8			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
護岸													○	20	+3.0	20	+6.9 (+2.1)	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
護岸													○	860	+3.0	860	+6.9 (+2.1)	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
140								又留内	マタルナイ地先	水管理・国土保全局	①-2	離岸堤	○	6基20	+2.0	6基20	+3.8	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
												離岸堤	○	8基990	+2.0	8基990	+2.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
												護岸	○	20	+3.0	20	+6.9 (+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
												護岸	○	830	+3.0	830	+6.9 (+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
西稚内漁港								ルエパソモ地先	水産庁	①-2-1	護岸	◎	-	-	117	+6.9 (+2.1)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
											消波堤	○	72	+1.9	72	+2.7		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
											離岸堤	○	4基247	+1.7	4基247	+2.5		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
141								豊浜	ルエパソモ地先	水管理・国土保全局	①-3	離岸堤	○	4基300	+2.0	4基300	+2.8	住宅地、干場	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
												護岸	○	37	+3.0	37	+6.9 (+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	護岸	○	460	+3.0	460	+6.9 (+2.1)	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。														
142	酒内	ウロナイ地先	水管理・国土保全局	①-4	離岸堤	○	11基1830	+2.0	11基1830	+2.8	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	1,370	+3.0	1,370	+6.9 (+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
143	富士見	ウロナイ地先～富士見地先	水管理・国土保全局	①-5	離岸堤	○	20基1950	+2.0	20基1950	+2.8	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	2,510	+3.0	2,510	+6.9 (+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					突堤	○	1基60	+2.0	1基60	+2.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
144	野寒布	富士見地先～恵山泊地先	水管理・国土保全局	①-6	離岸堤	○	8基870	+2.0	8基870	+2.8	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	1,180	+3.0	1,180	+6.9 (+2.1)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
	恵山泊漁港	富士見地先～恵山泊地先	水産庁	①-6-1	護岸	○	221	+1.6～+2.7	221	+6.9 (+2.1)		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					離岸堤	○	8基124	+1.6	8基124	+2.4		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
離岸堤	◎	-	-	60	+4.0	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。															
145	稚内港	ノシャップ地先～宝来地先	港湾局	①-7	離岸堤	○	3,327	-	3,327	+2.8	住宅、事務所、工場	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	3,327	-	3,327	+6.9 (+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
		声間地先	①-8	離岸堤	○	850	-	850	+2.8	事務所、資材置場		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
護岸	○	850		-	850	+6.9 (+2.6)	事務所、資材置場	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。													
146	声間	声間地先	水管理・国土保全局	①-9-1	護岸	○	590	+3.0～+4.4	590	+6.9 (+2.3)	住宅	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					水産庁	①-9-2	消波堤	◎	-	-		120	+3.8	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。							
			護岸	◎			-	-	860	+6.9 (+2.3)		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
			護岸	◎	-	-	280	+2.3 (+2.3)	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。												
150	増幌	増幌地先	水管理・国土保全局	①-10	消波堤	◎	-	-	500	+4.1	漁港、住宅	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	80	-	80	+6.8 (+2.3)		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
151	富磯	富磯地先	水管理・国土保全局	①-11	護岸	○	1,420	+3.0	1,420	+6.8 (+2.9)	住宅	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	○	330	+3.0	330	+3.8		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					突堤	○	2基20	+2.0	2基20	+2.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
152	宗谷	宗谷地先	水管理・国土保全局	①-12	消波堤	○	260	+3.0	260	+3.8	住宅	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	◎	-	-	100	+4.1		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
					突堤	○	1基10	+2.0	1基10	+2.8		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
宗谷(宗谷地区)漁港	宗谷地先	水産庁	①-13	護岸	○	330	+2.7	330	+6.8 (+2.9)	漁港、住宅	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
				護岸	○	330	+2.7	330	+6.8 (+2.9)		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										

2/3

# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

稚内ゾーン【坂の下地区海岸とツウケイ地区海岸の境界（稚内市）～宗谷岬（稚内市）】

ゾーン区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項 <sup>※1,2</sup>											維持又は修繕の方法								
		大項目	小項目	現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)			受益の地域及びその状況							
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等		天端高(T.P.m)	地域	状況					
																					下段()内は 設計津波水位				
稚内ゾーン	3/3	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	稚内市	153	清浜	清浜地先	水管理・国土保全局	①-14	護岸	○	180	+3.0~+3.1	180	+6.8 (+2.9)	稚内市の一部	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
												離岸堤	○	5基600	+2.0	5基600	+2.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												離岸堤	◎	-	-	20	+2.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												消波堤	○	10	+3.0	10	+3.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												消波堤	◎	-	-	100	+3.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												突堤	○	3基210	+2.0~+2.7	3基210	+2.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
	2/3	② 砂浜の保全	●海岸侵食	●緊急性を要する地域については、早急に海岸保全施設の整備を行う。	●海岸侵食に関する調査研究により土砂収支の定量的な把握及び侵食原因を解明する。	ゾーン全域	154	珊内	珊内地先	水管理・国土保全局	①-15	護岸	○	820	+3.2	820	+6.8 (+2.9)	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
												離岸堤	◎	-	-	300	+2.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												離岸堤	○	2基120	+2.0	2基120	+3.8		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
												離岸堤	◎	-	-	456	+2.8		現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
離岸堤												○	5基44	+2.3	5基44	+2.8~+4.1	現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。								
護岸												○	441	+2.1	441	+4.4 (+2.3)	現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。								
消波堤												-	73	-	73	-	現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。								
離岸堤												◎	-	-	260	+2.8	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。								
離岸堤												○	4基240	+2.0	4基240	+3.8	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。								
離岸堤												◎	-	-	490	+3.5	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。								
離岸堤												○	22基1560	+2.0	22基1560	+3.8	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。								
突堤												◎	-	-	15	+0.8	現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。								
護岸												○	435	+2.7	435	+7.0 (+3.4)	現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。								
1/3~3/3												③ 防災ソフト対策の充実	●津波被害が懸念されている。	●地域や関係機関と連携してソフト面の充実を図る。	ゾーン全域	A	B		C	ゾーン全域	D	E	ゾーン全域	F	ゾーン全域
	④ 沿岸域における動植物の生育・生育環境の保全	●藻場の減少	●現存する藻場に配慮する。	A	B	C	ゾーン全域	D	E	ゾーン全域	F							ゾーン全域							
●油流出事故による環境悪化が懸念されている。												●地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する。	C	ゾーン全域	D	E	ゾーン全域		F	ゾーン全域					
	⑤ 海岸景観の保全	●ゴミ等による自然景観の悪化が懸念されている。	●景勝地に配慮する。 ●自然海浜の維持に配慮する。	D	E	ゾーン全域	F	ゾーン全域																	
									⑥ 海岸共生意識の啓発、活動の支援	●ゴミによる景観悪化や動植物の生態系への悪影響が懸念されている。	●地域と連携して海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する。							E			ゾーン全域	F	ゾーン全域		
⑦ 多様化する利用の調整												●海岸利用者間のトラブルの発生が懸念されている。	●地域と連携してモラルの向上を図るための啓発活動を支援する。	F	ゾーン全域										

# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

利尻、礼文ゾーン【利尻島（利尻町、利尻富士町）、礼文島（礼文町）】

ゾーン区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項 <sup>※1,2</sup>													
		大項目	小項目	現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
						市町村名	地区番号	地区名	計画先域	所管省庁区分		区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域		状況
利尻・礼文ゾーン	1/4	防	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	利尻富士町	75	大磯	大磯地先	水管理・国土保全局	①-1	消波堤	○	60	+3.8~+4.8	60	+4.0~+4.8	利尻富士町の一部	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									護岸	○		80	+3.0~+3.4	80	+5.0(+3.0)				
突堤									○	1基30		+2.0	1基30	+3.0					
76							本泊(本泊地区)漁港	大磯地先	水産庁	①-2	飛砂防止フェンス	◎	-	-	170	+3.1			
								消波堤	◎		-	-	10	+5.6					
76							富士岬	富士岬地先	水産庁	①-3	護岸	◎	-	-	590	+3.0(+3.0)			
								消波堤	○		10	+3.0	10	+4.0					
								護岸	○		60	+3.0~+4.4	60	+5.5(+3.0)					
78							鷺泊	鷺泊地先	水管理・国土保全局	①-5	護岸	○	20	+3.0	20	+5.6(+2.1)			
								護岸	○		260	+3.0	260	+5.6(+2.1)					
								消波堤	○		50	+3.0~+3.8	50	+4.0					
79							湾内	湾内地先	水管理・国土保全局	①-6	離岸堤	◎	-	-	50	+5.5			
80							野塚	野塚地先	水管理・国土保全局	①-7	消波堤	○	130	+3.0~+4.0	130	+4.0			
81							雄忠志内漁港	雄忠志内地先	水産庁	①-8	護岸	○	179	+3.0	179	+5.6(+2.1)			
	消波堤	○	820	+3.0~+3.7	820	+4.0													
	突堤	○	1基20	+2.0	1基20	+3.0													
82	鎌泊	鎌泊地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	150	+3.0	150	+5.6(+2.1)									
		護岸	○		350	+4.1~+5.1	350	+5.6(+2.1)											
		消波堤	○		650	+3.0~+4.0	650	+4.0											
83	鬼脇(旭浜地区)漁港	旭浜地先	水産庁	①-11	護岸	○	175	+3.9	175	+5.6(+2.1)									
		護岸	◎		-	-	120	+5.6(+2.1)											
		消波堤	○		24	+3.4~+4.4	24	+4.4~+5.4											
		旭浜	旭浜地先		水管理・国土保全局	①-12	消波堤	◎	-	-	600	+6.8							
護岸	○	80	+4.7~+4.8	80	+5.6(+2.1)														
84	石崎	石崎地先	水管理・国土保全局	①-13	護岸	○	295	+3.0	295	+5.8(+2.1)									
		護岸	○		850	+4.0	850	+5.6(+2.1)											
		離岸堤	◎		-	-	295	+3.0											
		消波堤	○		610	+3.0~+3.5	610	+4.0											
85	二石	二石地先	水管理・国土保全局	①-14	護岸	○	720	+5.6~+5.8	720	+6.2(+2.1)									
		消波堤	○		120	+3.4~+3.7	120	+4.0											
		突堤	○		1基30	+2.0	1基30	+3.0											
87	鬼脇港	鬼脇地先	港湾局	①-15	消波堤	○	320	+3.4~+3.7	320	+4.0									
89	沼浦	沼浦地先	水管理・国土保全局	①-16	護岸	○	450	+3.0~+4.6	450	+6.0(+2.6)									
		突堤	○		1基50	+2.0~+2.4	1基50	+3.0											
		養浜	-		290	-	290	-											
90	鬼脇(南浜地区)漁港	南浜地先	水産庁	①-17	消波堤	◎	-	-	134	+4.9									
		消波堤	○		106	+3.9	106	+4.9~+5.9											
		護岸	◎		-	-	106	+6.0(+2.6)											
91	野中	野中地先	水管理・国土保全局	①-18	護岸	○	30	+3.0	30	+6.0(+2.6)									
		護岸	○		100	+4.3~+5.4	100	+6.0(+2.6)											
		消波堤	-		40	+4.6	40	+4.6											
利尻町	2/4	防	②	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	利尻町	92	御崎	御崎地先	水管理・国土保全局	①-19	消波堤	○	40	+3.0~+4.9	40	+4.0~+4.9	利尻町の一部	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
								護岸	○		265	+4.9	265	+6.0(+2.6)					
						消波堤	○	14	+3.9	14	+4.9								
						93	御崎漁港	御崎地先	水産庁	①-20	護岸	○	140	+4.4~+5.8	140	+6.0(+2.6)			
								消波堤	○		20	+3.8~+3.9	20	+4.0					
						元村	元村地先	元村地先	水管理・国土保全局	①-21	護岸	○	140	+4.4~+5.8	140	+6.0(+2.6)			
消波堤	○	20	+3.8~+3.9	20	+4.0														
消波堤	◎	-	-	68	+5.6														

# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

利尻、礼文ゾーン【利尻島（利尻町、利尻富士町）、礼文島（礼文町）】

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項 <sup>※1,2</sup>																									
	図面番号	小項目		現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法											
		大項目	番号			事項	市町村名	地区番号	地区名	計画先域			所管省庁区分	区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		地域	状況									
																下段( )内は設計津波水位														
利尻・礼文ゾーン	2/4	防	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	利尻町	94	本町	本町地先	水管理・国土保全局	①-22	護岸	○	390	+5.9	390	+6.5 (+2.6)	利尻町の一部	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
													消波堤	○	20	+3.4~+3.3	20	+5.5~+6.5												
	1/4~2/4								95	仙法志漁港	政治地先	水産庁	①-23	離岸堤	○	189	+2.0	189	+4.0		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
														消波堤	◎	-	-	118	+5.6											
	1/4								96	神磯	神磯地先	水管理・国土保全局	①-24	護岸	-	20	+6.0	20	+6.0 (+2.6)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
														消波堤	○	160	+3.6~+4.0	160	+4.0											
																97	長浜	字長浜地先	水管理・国土保全局			①-25	護岸	○	14	+3.0	14	+6.1 (+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																							護岸	○	300	+5.3~+5.9	300	+6.0 (+2.6)		
																98	久連	久連地先	水管理・国土保全局			①-26	護岸	○	680	+3.0	680	+6.0 (+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																							離岸堤	○	1基50	+2.0	1基50	+3.0		
																98	久連	久連地先	水管理・国土保全局			①-26	潜堤	-	130	-1.0	130	-1.0		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																							消波堤	○	540	+3.0~+4.6	540	+4.0~+4.6		
																99	蘭泊	蘭泊地先	水管理・国土保全局			①-27	護岸	○	230	+5.6~+5.8	230	+6.0 (+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
																							消波堤	○	200	+3.7~+3.9	200	+4.0		
																99	蘭泊漁港	蘭泊地先	水産庁			①-28	堤防	○	420	+4.9~+7.1	420	+6.0~+7.1 (+2.6)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
																							護岸	○	378	+4.9~+7.1	378	+6.0~+7.1 (+2.6)		
									99	蘭泊漁港	蘭泊地先	水産庁	①-28	消波堤	○	188	+3.9~+4.4	188	+4.9~+5.4		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
														消波堤	○	188	+3.9~+4.4	188	+4.9~+5.4											
									100	神居	神居地先	水管理・国土保全局	①-29	離岸堤	◎	-	-	180	+3.0	住宅地・干場	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
														護岸	○	40	+4.5~+5.1	40	+6.0 (+2.6)											
									100	神居	神居地先	水管理・国土保全局	①-29	消波堤	○	190	+3.0~+5.4	190	+4.0~+5.4		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
														突堤	○	4基150	+2.0	4基150	+3.0											
									101	泉町	泉町地先	水管理・国土保全局	①-30	離岸堤	○	1基50	+2.0	1基50	+3.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
														消波堤	○	20	+3.0	20	+4.0											
							101	泉町	泉町地先	水管理・国土保全局	①-30	突堤	○	1基20	+2.0~+3.0	1基20	+3.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	◎	-	-	120	+6.0 (+2.6)													
							102	富士見	富士見地先	水管理・国土保全局	①-31	消波堤	○	200	+3.9~+4.6	200	+6.0	住宅地・その他	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												消波堤	○	200	+3.9~+4.6	200	+6.0													
							104	新湊(新湊地区)漁港		水産庁	①-32	消波堤	○	11	+3.9	11	+4.9		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
												消波堤	○	11	+3.9	11	+4.9													
							105	栄浜	栄浜地先	水管理・国土保全局	①-33	護岸	○	50	+3.9	50	+6.1 (+3.0)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												突堤	○	1基20	+2.0	1基20	+3.0													
							105	栄浜	新湊(栄浜地区)漁港	水産庁	①-34	護岸	◎	-	-	50	+6.1 (+3.0)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	◎	-	-	50	+6.1 (+3.0)													
							106	幌泊漁港	幌泊地先	水産庁	①-35	護岸	-	200	+5.0	200	+5.0 (+2.4)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
												消波堤	◎	-	-	50	+4.0													
							106	幌泊	幌泊地先	水管理・国土保全局	①-36	消波堤	○	220	+3.9	220	+4.9		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												消波堤	○	220	+3.9	220	+4.9													
							109	赤岩	赤岩地先	水管理・国土保全局	①-37	消波堤	○	110	+3.9	110	+4.9		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												消波堤	○	110	+3.9	110	+4.9													
							111	起登臼	起登臼地先	水管理・国土保全局	①-38	護岸	○	500	+3.9	500	+4.9 (+2.4)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	500	+3.9	500	+4.9 (+2.4)													
							112	香深井	香深井地先	水管理・国土保全局	①-39	護岸	○	1,470	+3.9	1,470	+4.9 (+2.4)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	1,470	+3.9	1,470	+4.9 (+2.4)													
							112	香深井漁港	香深井地先	水産庁	①-40	離岸堤	○	3基120	+1.9~+2.5	3基120	+2.9~+3.5		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	296	+3.9	296	+4.9 (+2.4)													
							113	手然	手然	水管理・国土保全局	①-42	護岸	○	520	+3.9	520	+4.9 (+2.4)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	520	+3.9	520	+4.9 (+2.4)													
							114	津軽	津軽地先	水管理・国土保全局	①-43	離岸堤	◎	-	-	270	+3.0	住宅地・その他	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	750	+3.9~+4.3	750	+4.9 (+2.4)													
							114	津軽	津軽地先	水管理・国土保全局	①-43	消波堤	○	10	+3.9	10	+4.9		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												突堤	○	3基70	+2.0	3基70	+3.0													
							115	香深港	尺忍地先	港湾局	①-44	護岸	○	1,400	-	1,400	+4.9 (+2.4)		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	1,400	-	1,400	+4.9 (+2.4)													
							116	尺忍	尺忍地先	水管理・国土保全局	①-45	離岸堤	○	7基320	+2.0	7基320	+4.0	住宅地・その他	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
												護岸	○	300	+3.9	300	+4.9 (+2.4)													





